

公開学習会

「組織罰はなぜ必要なのですか」

講師：安原浩さん

責任どこに



左から順に、大阪日日新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞(H296.14付朝刊)を引用

安原浩さんプロフィール

元裁判官 弁護士 刑法学会所属 日本裁判官ネットワークサポーター 信楽高原
鉄道事故の刑事裁判の裁判長 明石歩道橋事故では検察官役の指定弁護士を務めた

なぜJR福知山線事故で誰も刑事責任が問われないのか。組織罰(業務上過失致死罪の両罰規定)で何が変わるのか。両罰規定案の提唱者郷原信郎さんも交えて、これまでの議論の到達点を学び、「組織罰」を実現するための道筋を探ります。

日時 2017年7月15日(土) 午後1時30分より(受付は1時~)

場所 関西大学高槻ミュージズキャンパス12階 特別会議室

会場アクセス JR「高槻」駅より徒歩約7分 阪急「高槻市」駅より徒歩約10分

参加無料

※事前申込み→0798-68-3161まで

主催:組織罰を実現する会 <http://soshikibatsu.jp/>
事務局:津久井進(弁護士) 連絡先:0798(68)3161



法人に対して業務上過失致死罪を科す法律案
第一条 法人の業務において発生した事故に関して、代表者又は代理人、使用人その他の従業者が刑法第二十一条の罪を犯し、人を死亡させたときは、法人を五百万円以下の罰金刑に処する。
第二条 前条の罰金は、国及び地方公共団体を除き、当該会社の前事業年度における純資産額に相当する金額以下とすることができる。